

○南城市広告掲載要綱

平成21年1月23日

告示第6号

改正 平成25年6月4日告示第70号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市の広報印刷物
- (2) 市のWebページ
- (3) 市の財産（公の施設を除く。）
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

2 市長は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第5条 掲載する広告の順位は、市内に事業所を有する者の広告を優先に掲載する。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができる。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定める。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定する。

(広告の募集方法)

第7条 広告の募集は、公募とし、広報なんじょう又は市のWebページに掲載すること等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、広告主になりうる者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書(様式第1号)に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第3条の規定により広告掲載の可否を審査する。

2 市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。ただし、掲載希望者が広告募集の規定数を超過しているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第5条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否が決定したときは掲載希望者にその旨を広告掲載決定(不決定)通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、南城市広告審査会に諮るものとする。

(審査会の設置)

第10条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、南城市広告審査会(以下

「審査会」という。)を置く。

(1) 前条第4項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) その他広告掲載に関すること。

2 審査会の委員長は、副市長を、委員は、総務部長、財政課長、政策調整課長及び観光商工課長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(平25告示70・一部改正)

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) その他市長が、広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から、市に対して、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(物品による受入れ)

第15条 市長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年1月23日から施行する。

附 則 (平成25年6月4日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。